

令和6年第10回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和6年10月11日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 正木善昭	2番 大井栄一
3番 中野 栄	4番 三須清一
5番 宮久保 勝	6番 森 茂
7番 川村泉治	8番 根本 博
9番 大炊三枝子	10番 田口 忠

4. 出席事務局職員

局長	大井一郎
次長補佐	鈴木光一
主査	富塚隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
- 議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について
- 議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

報告事項

- 報告第1号 農地法第5条（届出）について

報告第2号 農地法第18条（通知）について

報告第3号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

三須清一会長 ただいまから令和6年第10回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

7番 川村 泉治委員

9番 大炊 三枝子委員をお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の富塚主査を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までの合計5議案についてです。

議案第1号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）17件、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（機構・受け手間契約）3件、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規3件、再設定15件、議案第4「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」4件、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり、促進計画案について審議を求めます。

提出日 令和6年10月11日 我孫子市農業委員会会長 三須清一

それでは、議案の説明をします。議案資料も1ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、17件です。

整理番号1番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,042平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシカ1等米〇kgです。

整理番号2番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田5筆、合計面積は11,984平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシカ1等米〇kgです。

整理番号3番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田1筆、面積は573平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシカ1等米〇kgです。

整理番号4番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田4筆、合計面積は8,793平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシカ1等米〇kgです。

整理番号5番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田1筆、面積は2,974平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシカ1等米〇kgです。

整理番号6番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田1筆、面積は3,068平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシカ1等米〇kgです。

整理番号7番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田3筆、合計面積は7,429平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシカ1等米〇kgです。

整理番号8番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の田2筆、合計面積は2,306平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシカ1等米〇kgです。

整理番号9番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の田1筆、面積は2,978平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシカ1等米〇kgです。

整理番号10番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、合計面積は12,112平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシカ1等米〇kgです。

整理番号11番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇〇字〇〇〇地先の田2筆、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、合計面積は3,733平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシカ1等米〇kgです。

整理番号12番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の畑2筆、合計面積は1,390平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は帝人ソレイユ株式会社、渡人は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号13番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の畑1筆、面積は952平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は帝人ソレイユ株式会社、渡人は〇〇の方です。借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号14番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、面積は1,891平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社歩屋、渡人は〇〇の方です。借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号15番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑6筆、合計面積は5,158平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社歩屋、渡人は〇〇の方です。借受期間は5年間、借賃は10アール当たり〇円です。

整理番号16番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑2筆、合計面積は2,019平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は株式会社歩屋で、渡人は〇〇の方です。借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号17番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇地先の田2筆、〇〇字〇〇〇地先の田2筆、〇〇〇地先の田3筆、合計面積は22,423平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシカ1等米〇kgです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から議案第1号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第1号について、調査結果を報告します。

整理番号1番から整理番号11番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約26.53ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号12番、整理番号13番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約1.68ヘクタールで、農業従事日数は、スタッフ23人の年間平均日数は約197日です。

トラクター、乾燥機、管理機等を揃えています。

整理番号14番から整理番号16番の受人の経営耕地面積は、自作地のみ約0.12ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間259日で妻が157日です。

耕運機、その他の器具を揃えています。

整理番号17番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約19.43ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日で母が250日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ありませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の10ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」次のとおり、促進計画案について審議を求めます。

提出日 令和6年10月11日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一

それでは、議案の説明をします。議案資料は1ページになります。

農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）は、3件です。

整理番号1番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田1筆、面積は2,400平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は公益社団法人千葉県園芸協会です。

借受期間は許可の公告日から令和15年1月31日までで、借賃は10アール当たりコシカ1等米〇kgです。

整理番号2番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田1筆、面積は1,311平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は公益社団法人千葉県園芸協会です。

借受期間は許可の公告日から令和15年1月31日までで、借賃は10アール当たりコシカ1等米0kgです。

整理番号3番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田3筆、合計面積は5,414平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は公益社団法人千葉県園芸協会です。

借受期間は許可の公告日から令和15年1月31日までで、借賃は10アール当たりコシカ1等米0kgです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第2号について、調査結果を報告します。

整理番号1番から整理番号3番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約26.35ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を審議しましたところ、第2調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ありませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

なお、整理番号18番について○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の11ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議を求める。

提出日 令和6年10月11日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一

それでは議案の説明をします。議案資料は6ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、新規3件、再設定15件です。

整理番号1番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の田2筆、合計面積は3,091平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は5年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号2番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は2,000平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号3番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は2,949平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号4番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田2筆、〇〇字〇〇地先の田1筆、合計面積は5,423平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号5番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇〇地先の田2筆、合計面積は11,436平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号6番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田3筆、〇〇〇字〇〇〇地先の田2筆、〇〇〇地先の田2筆、合計面積は16,955平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号7番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は2,600平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号8番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の田1筆、面積は516平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号9番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田2筆、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、合計面積は4,383平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号10番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇地先の田1筆、〇〇〇地先の田1筆、合計面積は6,870平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号11番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇〇地先の田4筆、合計面積は13,403平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号12番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、合計面積は13,884平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号13番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、合計面積は8,093平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号14番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は941平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカ1等米〇kgです。

整理番号15番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田1筆、畑5筆、合計面積は766.22平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積でソラマメ、ジャガイモ〇円相当です。

整理番号16番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇地先の田1筆、〇〇〇地先の田1筆、合計面積は6,134平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカリ1等米〇kgです。

整理番号17番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の田2筆、〇〇字〇〇〇〇地先の田2筆、〇〇〇地先の田2筆、合計面積は15,112平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシカリ1等米〇kgです。

整理番号18番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田1筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田4筆、〇〇〇〇地先の田3筆、合計面積は13,407平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇の農業者で渡人も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は無償です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

整理番号1番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約3.97ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日で、妻が40日で、子が4日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号2番から整理番号14番までの受人の経営耕地面積は、借受地を含め約26.35ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号15番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約2.78ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日で、妻が150日です。

トラクター、耕運機、農用車等を揃えています。

整理番号16番、整理番号17番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約26.25ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間253日で、子が300日で、子の妻が45日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号18番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約48.3ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日で、妻が300日で、子が280日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

整理番号1番から17番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

はい、宮久保委員

宮久保勝委員 整理番号12番について、先ほどの事務局の説明ですと、借賃が「10アールあたりコシカ1等米〇kg」でしたが、議案書では「全面積でコシカ1等米〇kg」となっています。

どちらが正しいのでしょうか。

三須清一会長 暫時休憩します。

三須清一会長 それでは再開いたします。

事務局をお願いします。

事務局 先程の説明が誤りでした。借賃は議案書のとおり「全面積でコシカ1等米〇kg」です。大変失礼いたしました。

三須清一会長 宮久保委員よろしいですか。

宮久保勝委員 はい。

三須清一会長 他にございませんか。

はい、中野委員。

中野栄委員 今の件で確認ですが、全面積が13,884平方メートルあるのですが、間違いないですか。

三須清一会長 事務局お願いします。

事務局 農政課から提出された資料を確認しましたところ、「全面積でコシカ1等米〇kg」で間違いございません。

三須清一会長 中野委員よろしいですか。

中野栄委員 はい。

三須清一会長 他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号1番から17番については原案どおり決定することとしました。

次に、整理番号18番について質疑に入ります。

なお、先ほど申しましたとおり、○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

(○委員退室)

整理番号18番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号18番については原案どおり決定することとしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室)

次に、議案第4号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」審議します。

なお、整理番号2番・3番について○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の22ページをお開きください。

議案第4号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議を求める。

提出日 令和6年10月11日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は1ページとなります。

農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の申請件数は、4件です。

整理番号1番、所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇地先の田1筆、面積344平方メートルです。受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇の方です。

整理番号2番、所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇地先の田1筆、面積は4,372平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

整理番号3番、所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇地先の田1筆、面積は2,217平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

整理番号4番、所有権を移転する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は153平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から議案第4号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第4号について、調査結果を報告します。

整理番号1番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約26.35ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号2番、整理番号3番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約8.4ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日で、妻も300日で、子も300日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号4番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約0.4ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間180日です。

草刈機、刈払い機、食品乾燥機等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」によ

る改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

整理番号1番・4番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。決定することに賛成の委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号1番・4番については原案どおり決定することとしました。

次に、整理番号2番・3番について質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっています。

先ほど申しましたとおり、○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

(○委員退室)

整理番号2番・3番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。決定することに賛成の委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号2番・3番については原案どおり決定することとしました。
○委員を入室させてください。

(○委員入室)

次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の24ページをお開きください。

議案第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、次のとおり、申請があったので審議を求める。

提出日 令和6年10月11日 我孫子市農業委員会会長 三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は12ページからとなります。

生産緑地の指定を受けている農地の主たる農業従事者が身体の故障により、生産緑地法第10条の規定により買取りの申出を市へ申請するため、主たる従事者証明を求めるものです。

買取申し出を行う生産緑地は、○○字○○○地先の地目畑3筆、合計面積は3,156平方メートルです。

○○○○○の北東側約400メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の14ページをご覧ください。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第5号について、調査結果を報告します。

申出人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申し出のあった土地は平成3年に相続により取得し、これまで農業の主たる従事者である申出人が管理してきましたが、身体の故障により農業に従事することが困難なことから、市に生産緑地の買取申出を行うため「農業の主たる従事者」であることの証明を求めるものです。

故障については医師の診断書により確認しています。

以上をもとに、第2調査会では、農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたと判断し、全員一致で農業の主たる従事者についての証明相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第5号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」採決します。

証明することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号については、原案どおり証明することに決定いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第1号から3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第5条の規定による届出に対する専決処分について」で、10件受理しました。

届出事由は、住宅が4件、店舗が5件、宅地が1件です。

報告第2号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、11件受理しました。

通知の事由は、作付け不良が1件、耕作者変更が8件、所有権移転が2件です。

報告第3号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、3件受理しました。

届出事由は、相続です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号までについて、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、令和6年第10回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。